

「おいしい信州ふーど」SHOP登録要領

第1 目的

この要領は、「おいしい信州ふーど」の消費拡大及びブランドイメージを向上させるため、当該食材を取扱う販売店及び飲食店等を「『おいしい信州ふーど』SHOP」（以下「取扱店」という。）として登録し、優れた食材やこだわりの食材を求める消費者に対して、確かな情報を提供するために、必要な事項を定めるものとする。

第2 「おいしい信州ふーど」の定義

「おいしい信州ふーど」の品目は、県内で生産された「農畜水産物」、主原料が長野県産である「加工食品」並びに信州の環境、歴史、風土等に根差した「郷土食」及び「加工食品」とする。

なお、「プレミアム」、「オリジナル」、「ヘリテイジ」及び「サステイナブル」に該当する食材は次の制度に基づく認定等を受けた農畜水産物とする。

(1) プレミアム

原産地呼称管理制度、酒類の地理的表示（G I）長野、信州プレミアム牛肉認定制度、地理的表示（G I）保護制度、信州産シカ肉認証制度

（信州プレミアム牛肉を取扱う店舗については、信州プレミアム牛肉取扱店としての登録も兼ねることとし、その内容は別に定める。）

(2) オリジナル

県オリジナル育成品種

(3) ヘリテイジ

県選択無形民俗文化財、信州伝統野菜認定制度

(4) サステイナブル

信州の環境にやさしい農産物認証制度、有機J A S 認証制度、エコファーマー認定制度、G A P 認証制度

第3 登録項目

登録項目は、店舗名称、代表者氏名、所在地、電話番号等の連絡先、営業時間、定休日、「おいしい信州ふーど」の取扱品目及び提供料理名等の「おいしい信州ふーど」の取扱いに係る情報とする。

第4 登録の要件

登録する取扱店は、次の各号に掲げる要件を全て備えているもの又は備えることが確実であると認められるものとする。

- (1) 「おいしい信州ふーど」食材及びそれを使用した商品を自店で表示宣伝し、販売・調理提供していること。ただし、販売・提供期間は必ずしも通年であることを要しない。
- (2) 食品衛生法等関係法令を遵守し、食品衛生に十分留意していること
- (3) 「おいしい信州ふーど」食材の確実な仕入れ先を有していること
- (4) 「おいしい信州ふーど」の認知度向上に「食」を通して協力をする意思があり、自店での表示及び宣伝を実施すること。また、実施している内容について、県に報告をすること。

- (5) 店舗所在地、連絡先など、登録情報の公開に異議がないこと

第5 登録の手続

登録手続については、次に掲げる手順とする。

- (1) 登録を希望する取扱店は、長野県知事（以下「知事」という。）あてに、「おいしい信州ふーど」SHOP登録（変更）申込書（様式第1号）（以下「申込書」という。）を提出若しくは「おいしい信州ふーど」ネットSHOP申込フォームで必要事項を入力し申し込むものとする。
- (2) 申込書の提出先は、長野県農政部農業政策課農産物マーケティング室又は取扱店の所在地を管轄する農業農村支援センター農業農村振興課とする。
- (3) 知事は、申込内容が要件を満たしている場合、登録を希望する取扱店へ「おいしい信州ふーど」SHOP登録証（様式第2号）（以下「登録証」という。）及びポップ又は「おいしい信州ふーど」のデザイン及びロゴタイプ（以下「デザイン等」という。）を交付する。
- (4) 登録有効期限は、登録証発行日から1年間とする。ただし、登録項目に変更がなく、かつ登録期間満了1か月前までに取消しの申し出がない場合は、自動更新するものとする。
- (5) 登録された取扱店（以下「登録店」という。）は、登録項目に変更が生じた場合、申込書に変更部分を記載し、申込時と同様の方法で提出するものとする。

第6 登録の取消し

知事は、次の各号のいずれかに該当する場合は、登録を取り消すことができるものとする。また、登録店は、登録取消しの申し出を行う際には、速やかに登録証及びポップを返還又はデザイン等の掲載を削除するものとする。

- (1) 登録店から登録取消しの申し出があったとき
- (2) 消費者の信頼を損なう又は登録店として著しく適正を欠く事実が判明したとき
- (3) 営業を行っていないことが判明したとき

第7 長野県の役割

- (1) 県は、予算の範囲内で、公式ホームページを始めとする各種広報媒体の積極的活用により、「おいしい信州ふーど」及び登録店の認知度向上並びに確かな情報の提供に努める。
- (2) 県は、登録店に対して、「おいしい信州ふーど」の生産、流通、消費宣伝イベント等に関する情報及び販促資材の提供に努める。
- (3) 県は、個人情報に十分留意して、登録店情報を管理する。

第8 登録店の役割

- (1) 登録店は、登録証、ポップ及び訴求資材（ポスター・調理メニュー表等）を店内に掲示又はデザイン等をインターネット上に掲載するなど、「おいしい信州ふーど」の認知度向上に努める。
- (2) 登録店は、取扱う「おいしい信州ふーど」について、表示を明確に行うとともに、購

入者及び消費者からの問い合わせに対して、積極的に説明を行うよう努める。

- (3) 登録店は、登録項目の変更又は登録を取消す場合には、第5(5)による手続を行うとともに、購入者及び消費者に対し確かな情報の提供に努める。

第9 現地確認

知事は必要に応じ、登録内容について現地を確認することができるものとする。

第10 その他

この要領に定めるもののほか、「おいしい信州ふーど」SHOPの登録に関し必要な事項は、農政部長が定める。

附 則

- 1 この要領は、平成25年9月25日から施行する。
- 2 この要領は、平成31年3月22日から施行する。
- 3 この要領は、令和4年3月23日から施行する。